

平成20年3月6日付け津市監査委員告示第4号公表分

(1) 建設部

市営住宅課（久居総合支所 建設課（当時））

監査の結果	野村団地の市営住宅用地について、昭和44年に久居町が購入した共有名義の土地の所有権移転登記の一部が未了となっていることから、更なる事態の長期化を回避するため、その具体的な解決に取り組まれない。
措置の内容	当該共有名義の土地の所有権移転登記に必要な戸籍調査を行ったところ、昭和44年の購入から相当期間が経過していることから、名義人死亡による相続人が相当数あることを確認した。さらに、時効取得や所有権移転登記手続請求訴訟による方法での所有権移転登記を検討し法務局と協議を行ったが、いずれも相続人全員の特定が必要であった。相続登記未了土地の解消に向けた法改正等を注視し、今後も解決に取り組む。

(2) 美杉総合支所

地域振興課（総務課（当時））

監査の結果	公有林を含め管内に相当件数の普通財産（土地）を所有しているが、学校跡地、保育所跡地等未利用地については、その有効利用について総合的に検討されるとともに、所有権移転未登記の土地・4筆は経緯等の詳細を調査し、できる限り速やかに処理されたい。
措置の内容	木材価格の低迷や過疎化高齢化の進む地域にあって、なかなか具体的な有効活用が図れない現実があるが、他自治体の活用方法等も調査検討する。 また、未登記4筆のうち3筆については所有権移転登記が完了したが、残りの1筆は、相続人調査が非常に複雑かつ困難であり、現時点でできる措置を講じた。

(3) 教育委員会事務局

ア 教育総務課（学校教育課（当時））

監査の結果	市立の学校及び幼稚園並びに学校給食センターが実施する学校給食に係る給食費について、保護者が負担
-------	---

	<p>する給食費の徴収・収納及び給食材料の調達・支出に係る経理は、各校・園等において、いわゆる「給食会計」や「給食センター会計」として経理されているが、透明性の確保及び債権管理の適正を図る観点から、地方自治法及び関係法令の趣旨を踏まえ、市の歳入・歳出とすることを含め、今後のあり方について検討されたい。</p>
措置の内容	<p>公会計化については協議した結果、津地域の学校及び幼稚園並びに各学校給食センターについては、津市学校給食事務運営委員会を立ち上げ、一括して支払いを管理する体制を整備した。今後も公会計化を導入している他の自治体の動向も注視しつつ、調査検討する。</p>

イ 学校教育課

監査の結果	<p>奨学資金貸付金の滞納繰越分収入未済額について、平成19年9月末日現在の滞納額は339万円（同課提出資料による。）で、当年度同日現在においてはまったく収納されていないことから、必要に応じて支払督促等の法的措置を講じるなど、滞納対策の強化に努められたい。</p>
措置の内容	<p>滞納対策の強化については、徴収業務を主とする所属に、適切な徴収方法のアドバイスをもらいながら債権回収に努めている。</p> <p>その結果、令和元年度は、調定額550万2,000円（債権17件）に対し、戸別訪問等により、34万4,000円を収納し、1件は完納することができた。今後も法的措置を含めた滞納対策の強化に取り組む。</p>

ウ 河芸教育事務所（河芸事務所（当時））

監査の結果	<p>上野小学校用地の一部（9筆・1千608平方メートル）について、所有権移転登記が未了となっていることから、これまでの経過も踏まえながら、できる限り速やかに処理されたい。</p>
-------	--

措置の内容	<p>9筆のうち6筆については、平成23年度及び平成26年度に所有権移転登記を完了した。</p> <p>所有権移転登記の未了3筆のうち1筆は、公図混乱により、公図と現況が著しく相違しており、残る2筆は、相続関係を調査、特定することが非常に複雑かつ困難であり、現時点でできる措置を講じた。</p>
-------	---